

平成18年 7月12日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時05分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	柴田	一廣
住民課	長	田村	実
子育て支援課	長	宮本	俊一
健康福祉課	長	笹川	門治
生活安全課	長	藤沢	仁

商工観光課長	山崎脩平
農林水産課長	山本政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川外治
富来病院事務長	古川吉亮
会計課長	金谷昭一
教育長	青山源隆
学校教育課長	細川幸男
生涯学習課長	中田政光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木利夫
書記	西清孝
書記	池端久幸

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号ないし第95号及び第99号ないし第112号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 議会提出 議案第3号ないし第5号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議長辞職の件
- 追加日程第4 議長の選挙
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

(開 議)

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は30名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1．諸 般 の 報 告

小田 芳治議長 日程に入り、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。

日程第2．町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、 第93号ないし第95号及び第99号ないし第112号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

小田 芳治議長 続いて、町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号ないし第95号及び第99号ないし第112号を一括して議題といたします。以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松島 信夫 君。

松島 信夫総務 はい、議長。

常 任 委 員 長 総務常任委員長報告をいたします。

平成18年第2回の定例会において、総務常任委員会に付託されました議案について、7日、委員会を開催し、町長及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第4号 平成17年度一般会計補正予算(第4号)については、事業費の確定及び精算等に伴うもの、そして、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものが主な内容であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に対し委員からは、町道改良舗装事業債の減額、納税組合事務報償金及び納税奨励金の減額に対する将来的な考え方、及び雑種地、原野の課税方法の見直しに係る固定資産税の広報の仕方、また地区自治振興事業補助金についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、報告第13号 非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の改正については、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の改正に伴う所要の改正であり、通勤の範囲及び障害の等級に係る規定の改正を行ったものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

続きまして、報告第14号 税条例の改正については、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものであり、内容につきましては、個人町民税の所得割税率の見直し、定率減税の廃止、平成18年度固定資産の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整、地方たばこ税の税率引き上げとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

次に、報告第15号 国民健康保険税条例の改正についても、地方税法等の改正に伴い、平成18年度から実施の個人住民税の公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

続きまして、報告第16号 都市計画税条例の改正についても、地方税法等の改正に伴い、平成18年度固定資産の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決しました。

次に、報告第17号 平成18年度一般会計補正予算(第1号)については、平成17年度において統合中学校体育館建設に係る電源立地地域対策交付金が未収となったため、決算見込に係る実質的収支不足額の補てん財源として、平成18年度予算に繰上充用金を措置したものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

続いて、議案第91号 平成18年度一般会計補正予算(第2号)については、9月からの学校給食共同調理場統合に向けての電気釜の増設を行うため、予備費から予算の組み替えを行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 長期的継続契約を締結することができる契約を

定める条例については、地方自治法及び同法施行令の改正により、従来、債務負担行為により措置すべきでありました契約について、条例で規定することにより長期継続契約が可能となったことから、契約の対象及び期間を定め、条例を制定するものであるとの説明を受け、全会一致をもって、可決すべきものであると決した次第であります。

続いて、議案第104号及び第105号は、旧志賀町の平成17年度第3回臨時会において議決した「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更についてであり、志賀町立統合中学校建設工事のうち、校舎棟に係る請負契約の変更であります。

議案第104号は、校舎棟建築工事について、身体障害者対応のための自動ドアへの変更、壁面の汚れ防止塗料の追加等を行うもので、議案第105号は、校舎棟電気工事について、学校管理体制の強化を図るため、PHSを併用した電話設備の導入を行うものとの説明を受け、全会一致をもって、可決すべきものと決した次第であります。

議案第106号 財産の取得については、富来中学校コンピュータ教室の機器42台を新たに購入するものと説明を受け、全会一致をもって、可決すべきものと決した次第であります。

議案第107号ないし議案第112号は、工事請負契約の締結についてであります。

議案第107号は、公共下水道富来浄化センターの敷地造成、地盤改良等を行うものであり、議案第108号は、統合中学校建設工事の建物付帯工事、駐輪場、正門、中庭等の外溝工事を行うためのものであり、議案第109号は、町道第807号福野坪野連絡線の橋梁架け替え工事を行うためのものであり、議案第110号は、公共下水道事業中央水処理センター前処理棟の土木・建築工事を行うためのものであり、議案第111号は、公共下水道事業中央水処理センター2系列目水処理施設のオキシデーションディッチ及び最終沈殿池の土木工事を行うためのものであり、また、議案第112号は、都市計画道路 福野神代線、今市橋の架け替えに伴う仮橋の設置、現橋の撤去を行うためのものであるとの説明を受け、賛成多数で、それぞれ可決すべきものと決した次第であります。

審議に対し委員からは、これら議案に関する官製談合疑惑への質問、町の談合情報に対する対応への意見及び今後の入札制度に対する要望等があり、町長、助役及び担当課長から説明を受けておりますが、今後は二度とこのような騒ぎがおこらないよう、公正で透明性の高い入札の実施とともに、入札制度の改善・改革について強く推し進めるよう委員会として要望するものでございます。

また、その他の件としまして、志賀地域では町が負担している外灯の電気代について、富来地域でも町が負担するよう要望があり、町長から早期に解決したいとの説明がありましたので併せて申し添えしておきます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せてご報告いたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

小田 芳治議長 次に教育民生常任委員長 松浦 恒義 君。

松浦 恒義教育 はい、議長。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告を致します。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、10日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第4号ないし第6号及び第10号並びに第11号につきましては、平成17年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。

報告第4号は一般会計補正予算（第4号）、報告第5号は国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、報告第6号は老人保健特別会計補正予算（第2号）、報告第10号は介護保険特別会計補正予算（第3号）、報告第11号は町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）であり、各会計の補正内容はいずれも、事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、委員からは保育園の開園・退園時間、消防小型動力ポンプ

の配置状況や活用対策、国民健康保険の納税組合事務報償金及び納税奨励金、介護認定審査会の構成及び審査方法、診療所医師の常駐期間についての質問がなされ、それぞれ担当課長から詳細な説明を受けるとともに、休止となる保育園の管理運営や利活用については事前に地域の方々と協議を行い、また、民間施設のアスベスト使用状況の把握及び指導を行ってほしいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第91号 平成18年度一般会計補正予算（第2号）については、教育費で9月からの学校給食共同調理場統合に向けて電気釜の増設を行い予備費から予算の組替えを行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、調理場の工事内容及び職員の対応についての質問がなされ、担当課長より詳細な説明を受けております。

続いて、議案第93号 町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、医療情報システムの更新に伴い増額補正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、中学校の請負契約及び財産の取得の概要、小学校見守りボランティア団体の結成状況について、教育長及び担当課長より詳細な説明を受けるとともに、統合中学校建設工事期間中の安全性の再確認、また、全国大会出場等に係る助成制度についての要望もありましたので併せて申し添え致します。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

小田 芳治議長 続いて産業建設常任委員長 角花 進 君。

角花 進産業 はい、議長。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、報告5件、議案7件について、6日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し

上げます。

まず、報告第4号及び第7号ないし9号並びに第12号については、平成17年度の一般会計及び特別会計の補正予算であります。

報告第4号は一般会計補正予算（第4号）、報告第7号は農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、報告第8号は公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、報告第9号は地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）、報告第12号は簡易水道特別会計補正予算（第1号）であり、各会計の補正内容はいずれも、事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって、承認すべきものと決した次第であります。

審議に際し、委員からは農産物直売所維持管理基金積立金や特定環境保全事業費補助金、地域し尿処理施設使用料及び簡易水道使用料について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けるとともに、シ・オン等管理運営委託費の内訳については透明性のある積算を行い、また、冬期間の水道管凍結破損防止等について、町民に周知を図ってほしいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第91号 平成18年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、災害復旧費で風浪被災に係る災害復旧事業を計上するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものとの決した次第であります。

審議に際し委員からは、風浪による被災状況についての質問がなされ、担当課長より詳細に説明を受けております。

続いて、議案第95号 地域振興拠点施設基金条例については、アクアパーク シ・オンの改修及び設備の維持管理に要する経費に充当するための基金を創設するものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、基金の設置や目的についての質問がなされ細川町長及び坪野助役並びに担当課長より説明を受けております。

次に、議案第99号ないし第103号の町道路線の認定は、先の第1回定例会の時に現地確認も行い規定の条件に適合していることを確認済み

であり、尊保線、尊保山田線、和田雛谷線、領家住宅1号線、坪野滝谷線の5路線を新たに町道として認定し、道路行政の拡充を図るものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもっていずれも可決すべきものと決した次第であります。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、能登中核工業団地で企業進出の表明をしていただいた「インパック株式会社」の進出計画、定住促進住宅造成事業、下水道事業工事のそれぞれの概要について、担当課長より詳細な説明がありましたので、ご報告いたします。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

小田 芳治議長 委員長の報告を終わります。

(質 疑)

小田 芳治議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

小田 芳治議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。

(発言なし)

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

小田 芳治議長 これより、採決いたします。

まず、町長提出 報告第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 報告第5号ないし第12号を一括して採決いたします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

以上の各件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 報告第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 報告第14号ないし第16号を一括して採決いたします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

以上の各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 報告第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に、町長提出 議案第91採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第99号ないし第103号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第104号ないし第105号を一括して採決いたします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、両案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第106号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第107号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第108号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 25名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第109号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 26名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第 110 号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。
(起立 26 名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長提出 議案第 111 号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。
(起立 26 名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第 112 号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。
(起立 25 名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 3 . 議会議案 第 3 号ないし第 5 号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

小田 芳治議長 次に、辻武美君ほか 7 名から提出のありました、議会議案第 3 号 永住外国人の地方参政権付与に関する意見書について、辻武美君の朗読説明を求めます。

19 番 辻 武美 君。

辻 武美議員 はい、議長。

永住外国人の地方参政権付与に関する意見書。

近年、国際化が進展する中で、我が国に居住する定住外国人は社会の構成員として納税の義務を果たすとともに地域社会の一員としての役割を十

分担い、我が国の社会、文化、経済等、多くの分野で活躍している。

しかしながら、定住外国人には現在、首長及び議員選挙に係る選挙権、被選挙権ともになく、国政はもとより、地域住民として関わりの深い地方の政治にさえ参加する道が閉ざされている。

よって、国におかれてはこうした状況を十分認識され、定住外国人に対する地方参政権の付与について検討されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

小田 芳治議長 説明を終わります。

(質 疑)

小田 芳治議長 これより、議会議案第3号に対する質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

小田 芳治議長 これより、本案に対する討論に入ります。

(発言なし)

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

小田 芳治議長 これより、採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 27名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、角花 進 君 ほか9名から提出のありました議会議案第4号 道路整備促進に関する意見書について、角花 進 君の朗読説明を求めます。

30番 角花 進 君

角花 進議員 はい、議長。

道路整備促進に関する意見書を朗読致します。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える基礎的社会資本である。

特に、本県の南北に細長い地理的制約を克服し、県内どこに住んでも快適な生活が営める「全県ネットワーク」を実現するためには、道路整備をより一層推進しなければならない。

よって、政府におかれては、地域の安心・安全な道路網の整備のために、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請します。

1 国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道、県道から市町村道に至る、体系的な道路網の整備並びに安全で快適な道路環境づくりを推進する。

2 道路特定財源については、受益者負担の原則を踏まえ、地方の道路整備を強力に推進するために充てること。

3 長期的な視点に立ち地方の活性化、個性あるまちづくりなどの施策を一層推進するため、「社会資本整備重点計画」に則した道路整備費を確保すること。

4 地方の道路財源を確保すると共に、地方財源対策を充実すること。
以上であります。

小田 芳治議長 説明を終わります。

(質 疑)

小田 芳治議長 これより、議会議案第4号に対する質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

小田 芳治議長 これより、本案に対する討論に入ります。

(発言なし)

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

小田 芳治議長 これより、採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立 29名)

小田 芳治議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、松島信夫 君ほか14名から提出のありました議会議案第5号
町議会議員の公共事業等の請負契約対象除外に関する決議について、
松島信夫 君の朗読説明を求めます。

11番 松島 信夫 君

松島 信夫議員 はい、議長。

町議会議員の公共事業等の請負契約対象除外に関する決議について。

我々議会議員は町民全体の奉仕者として、町民の信頼に値する自覚を持つとともに、議員の地位による影響力を不正に行使したり、自己の利益を図ることのないように、町政全般にわたって、誠心誠意これに応えていかなければなりません。今定例会に決議するため、議員各位に配布してある決議案を提出しました。旧志賀町では平成3年6月に、旧富来町では平成3年9月にそれぞれ決議され、これに伴い、両町で数名の議員が辞職されたことはご承知のとおりであります。

先人議員が苦勞して決議したことを重く受け止め、新志賀町が公正で開かれた町政の発展に統一見解を確立し、民主的な行政を進めていくことは、私たち議会議員の責務であると考えます。

合併後、議会運営委員会で両町の決議書を参考にして策定し、全員協議会で議論しながら、今日までなんの進展もない現状で憂いるものであります。

今般先に全員協議会で提示された議案のうち、下請け業者の部分を削除して提出したものであります。

先の談合疑惑や新聞、テレビで報道され、町執行部は今後二度とこのような騒ぎが起こらないよう公正で透明性の高い入札の実施に向け、入札制

度の改善・改革を進めるということであり期待しておりますが、こうした時期に落札し契約時に辞退したが、なんのペナルティもないということが起きております。

議員自らが襟を正し、町民の付託に応えるため、行動しなければならないものと考えます。

議員各位の良識あるご決断をお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

小田 芳治議長 説明を終わります。

(質 疑)

小田 芳治議長 これより、議会議案第5号に対する質疑を許します。

(発言なし)

小田 芳治議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

小田 芳治議長 これより、本案に対する討論に入ります。

大根 明議員 はい、議長。

小田 芳治議長 16番、大根 明 君

大根 明議員 本年第2回志賀町議会定例会に同僚議員より提出されました「志賀町議員の公共事業等の議員契約対象除外に関する決議」案につきまして、私、少し所見を述べまして、賛成の立場で討論を致したいと思います。

昨年9月1日、全町挙げて新生志賀町の幕開けを祝い、開町式では新しい町旗が高々と掲揚がなされ、式典では夢と希望がある能登の中核都市へと誓って、始動を始めたわが志賀町でございましたが、それが僅か一年も満たさずして夢も打ち砕かれ、談合で揺れ動く町と化して、周辺より注目を浴びる町となってしまいました。

談合などは決してないと思っております。報道機関へ談合情報が流れたのは事実でありますし、これらのことは町も真摯に受け止めなければならないものと思っております。

町が発注する物品や工事等は、公正・公平でなければならず、受注関

係者にすき入るものがあるとすれば、町の体質、制度のやり方を一日も早く改善をさせて、真の分権社会に十分に耐えうる町として改革を推し進め、信頼回復に努めていただきたいものと思っております。

しかし、私たち議員にもただ反省すべき点も多くあったのではないかと私は思っています。合併により、私たちは在任特例の期間を1年9ヵ月に決定を致し、この間、議会の融和と議会の活性化、住民が求める新町のまちづくりなど、分権社会に対応できうる議会等々で必要期間の延長をしたものでありますが、しかし、本定例会に提出した議員の物品や請負工事の自粛の決議案なども昨年9月から数回に渡って、激しい議論が交わされてきても、未だに可決されていない。何のための在任期間の延長だったか、わからないと思います。

私は、このことは利権を守り、これを正当化し、これらを踏み台として政争の具に使っているのではないかとさえ思っているのであります。

本件につきましては、先ほど同僚の議員から申し上げましたとおり、平成3年に旧志賀町、旧富来町の両町の先輩議員が汗をかき、また、ある議員はこの決議により議会を去り、大きな犠牲を払った決議の内容であります。本日の決議案は、これより抜粋をしただけのものであります。

今、議員の皆様もご承知のとおり、少子・高齢化社会が急速に進み、そのうえに、この人口の減少とも重なって、地元の商工業者はただただ経営が悪化して苦しみ続けておりますことは、議員の皆様は分かっておられるのではないかと私は思っております。

このような時に、これらの議員は利権にしがみついたり、住民から疑惑をもたれる行為をしては決してならないと思っております。議員は様々な権益にも関与してはならないものと思っております。

今回、町が揺れ動いた談合問題も私ども議員も深く反省し、襟を正し町民の付託に答えようではありませんか。

この決議案に対し、全員賛成のうえ議決されますようこれらのことを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

小田 芳治議長 他にありませんか。

萬上 俊之議員 はい、議長。

小田 芳治議長 14番 萬上 俊之 君。

萬上 俊之議員 今回の決議に賛同する立場として、賛成の討論を行わせていただきます。
先ほどの大根議員と重複する点は極力さけたいと思いますが、ご了承願います。

かねてより町民に疑念を持たれないよう、議員各位が自ら自粛に努めて議員活動を行うべく、旧両町議会が平成3年に決議したものの再決議であります。

談合問題が大きく取りざたされる中、執行部をはじめ行政側での自浄努力は当然必要であります。チェック機能を果たすべく議会と致しましても、この機会に自らを律して、町民に信頼される議会を目指すとともに、個人個人についても、いささかの疑惑を持たれぬよう努める必要があると思っております。

地方自治法第92条の2、いわゆる議員の兼業禁止については、そもそも厳守すべき法律であり、明らかに議員の支配力がおよぶ場合やこれに抵触する事態に至った場合は、本決議のあるなしに関わらず議員として留まることは適当ではありません。当然議会の役職にある者や役職に就こうとする者にとっては、今回の決議に消極的又は賛同できない場合、その資質が問われその任にふさわしくないと云うこととなります。

本決議は議員の兼業禁止を更に厳格にすると同時に、議会のチェック機能をより高め、そのことがひいては町民の付託に応え、住民サービス向上へとつながるものと確信しております。

昨年9月に議論を始めたにもかかわらず、ここまで遅れたことを遺憾に感じておりますが、談合問題が発生し町民の信頼回復が急がれる今回のタイミングを逃すことなく、先程もありましたが、全員のご賛同を私からもお願いし賛成討論と致します。

ありがとうございました。

(採 決)

小田 芳治議長 これより、採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

小田 芳治議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、暫時、休憩をいたします。

(休憩) (午後 2時55分)

(再開) (午後 4時43分、出席議員 30名)

(会議時間の延長)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事運営の都合によって、あらかじめ、これを延長します。暫時、休憩します。

(休憩) (午後 4時43分)

(再開) (午後 5時22分、出席議員 29名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、副議長 桜井 俊一 君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、桜井 俊一 君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、桜井 俊一 君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、副議長辞職の件

小田 芳治議長 桜井 俊一 君の副議長辞職の件を、議題といたします。

辞職願を朗読させます。

新木議会事務局長 辞職願。

今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。平成18年7月12日。以上です。

小田 芳治議長 お諮りいたします。本件を許可することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 28名)

小田 芳治議長 起立全員。

よって、桜井 俊一 君の副議長の辞職は、許可されました。

桜井 俊一 君の入場を求めます。

(桜井 俊一議員入場 17時24分 出席議員 30名)

小田 芳治議長 前副議長 桜井 俊一 君の退任のあいさつがあります。

桜井 俊一前副議長 本日をもちまして、私一身上の都合により志賀町議会副議長の辞任をお願いしたく登壇に立ちました。

昨年9月に合併し、旧富来町と旧志賀町が合併したおり、初代の副議長に大役をさせていただいたわけでございます。ひとえに議員各位、また執行部の皆様方のご協力とご尽力だと思っている次第であります。

今後、私に与えられました残任期間もあと10箇月となったわけですが、新志賀町のために、住民の付託のために頑張っていく所存でございます。今後、ますます議員各位におかれましても、志賀町の発展のためによりしくお願いしたいと思います。これをもちましてごあいさつに代えさせてもらいたいと思います。本日はありがとうございました。

小田 芳治議長 この結果、副議長に欠員が生じたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに行うことに決しました。

追加日程第2．副議長の選挙

小田 芳治議長 これより、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

小田 芳治議長 ただいまの出席議員は、30名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 1番 南 政夫 君、2番 橋 照茂 君、3番 下池 外巳造 君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

(投票用紙配布)

小田 芳治議長 投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしとの声あり)

小田 芳治議長 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

小田 芳治議長 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

事務局職員の点呼に応じ、順次投票願います。

ここでご了解をお願いします。泉議員におかれましては、自席で投票を行いますので、ご理解をお願いします。

新木議会事務局長 1番 南 政夫 議員、 橋 照茂 議員、 下池 外巳造 議員、
須磨 隆正 議員、越後 敏明 議員、田中 正文 議員、
福田 英雄 議員、寺岡 真貴子 議員、富沢 軒康 議員、
堂下 健一 議員、松島 信夫 議員、桜井 俊一 議員、
林 一夫 議員、 萬上 俊之 議員、松浦 恒義 議員、
大根 明 議員、 戸坂 忠寸計 議員、小田 芳治 議員、
辻 武美 議員、 久木 拓栄 議員、 中林 俊雄 議員、
南 正弘 議員、 木村 正男 議員、 山本 辰栄 議員、
稲村 幸雄 議員、吉島 陸男 議員、長谷川 勝朗 議員、
竹内 利長 議員、角花 進 議員、 泉 貢 議員、

小田 芳治議長 投票もれはありませんか。

(なしとの声あり)

小田 芳治議長 投票を終わります。ただ今から、開票を行います。

先に指名しました、南 政夫 君、橘 照茂 君、下池 外巳造 君は、前に進み、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

小田 芳治議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30 票、うち有効投票 29 票、無効投票 1 票、

有効投票のうち、

富沢 軒康 君 16 票

萬上 俊之 君 13 票

この選挙の法定得票数は、8 票であります。

したがって、富沢 軒康 君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

小田 芳治議長 ただ今、副議長に当選されました富沢 軒康 君が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副 議 長 当 選 の あ い さ つ

小田 芳治議長 副議長に当選されました富沢 軒康 君が、発言を求めていますので、これを許可いたします。富沢 軒康 君。

富沢 軒康副議長 桜井前副議長におかれましては、昨年の 9 月 1 日以降約 10 箇月強、旧志賀町、そしてまた旧富来町の議会の融和と親睦を図るために、いろいろご尽力していただきましてご苦労様でございました。心より慰労を申し上げます。

今ほど議員各位の支援の中、副議長に当選させていただきました。心よりお礼を申し上げます。大変身の引き締まる思いをしております。未熟ではありますが、議長の片腕として、スムーズな議会運営、並びに志賀町発展のために微力ではありますが、頑張るつもりでおりますので、議員各位はもとより、また執行部のご協力をお願いを申し上げます。簡単ではありますが就任のごあいさつに代えさせていただきます。

小田 芳治議長 暫時、休憩いたします。

(休憩) (午後 5時 41分)

(再開) (午後 5時 51分、出席議員 29名)

富沢 軒康副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、議長 小田 芳治 君から、議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

この際、小田 芳治 君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3
として、直ちに議題といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませ
んか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富沢 軒康副議長 ご異議なしと認めます。

よって、小田 芳治 君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3
として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3、議長辞職の件

富沢 軒康副議長 小田 芳治 君の議長辞職の件を、議題といたします。

辞職願を朗読させます。

新木議会事務局長 辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されますよう
願ひ出ます。平成18年7月12日。以上です。

富沢 軒康副議長 お諮りいたします。本件を許可することに、賛成の諸君の起立を求め
ます。

(起立 28名)

富沢 軒康副議長 起立全員。

よって、小田 芳治 君の議長の辞職は、許可されました。

小田 芳治 君の入場を求めます。

(小田 芳治議員入場 午後 5時 53分 出席議員 30名)

富沢 軒康副議長 前議長、小田 芳治 君の退任のあいさつがあります。

小田 芳治前議長 議長辞任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年9月に新町が誕生し17年第1回臨時会において、議員

各位の暖かいご支援によりましてご推挙いただき、新町の議長の栄職に就かせていただきました。

それ以来、議員各位を始め、執行部そしてまた、職員皆様のご協力、そしてご支援、ご指導いただきまして大過なく任務を務めさせていただきました。特に議会運営、また、議会が対処しなければならない諸問題につきまして議員各位には並々ならぬご協力を賜りまして、本当に有難うございました。心から感謝申し上げます次第でございます。

この後、新議長が選任されると思いますが、一議員として益々志賀町議会が発展しますよう、そしてまた、志賀町政が更なる発展できますように念願いたしますと共に、私に対しましても、今後一層のご交誼を賜りますことを、心からお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが議長辞任の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

富沢 軒康副議長 この結果、議長に欠員が生じたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに行いたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富沢 軒康副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに行うことに決しました。

追加日程第4 . 議長の選挙

富沢 軒康副議長 これより、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

富沢 軒康副議長 ただいまの出席議員は、30名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 南 政夫 君、2番 橋 照茂 君、3番 下池 外巳造 君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。念のため申し上げます。投票は、単記無記

名であります。

(投票用紙配布)

富沢 軒康副議長 投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしとの声あり)

富沢 軒康副議長 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

富沢 軒康副議長 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

事務局職員の点呼に応じ、順次投票願います。

新木 利夫事務局長 南 政夫 議員、 橋 照茂 議員、 下池 外巳造 議員、
須磨 隆正 議員、 越後 敏明 議員、 田中 正文 議員、
福田 英雄 議員、 寺岡 真貴子 議員、 富沢 軒康 議員、
堂下 健一 議員、 松島 信夫 議員、 桜井 俊一 議員、
林 一夫 議員、 萬上 俊之 議員、 松浦 恒義 議員、
大根 明 議員、 戸坂 忠寸計 議員、 小田 芳治 議員、
辻 武美 議員、 久木 拓栄 議員、 中林 俊雄 議員、
南 正弘 議員、 木村 正男 議員、 山本 辰栄 議員、
稲村 幸雄 議員、 吉島 陸男 議員、 長谷川 勝朗 議員、
竹内 利長 議員、 角花 進 議員、 泉 貢 議員、

富沢 軒康副議長 投票もれはありませんか。

(なしとの声あり)

富沢 軒康副議長 投票を終わります。ただ今から、開票を行います。

先に指名しました、南 政夫 君、橋 照茂 君、下池 外巳造 君は、
前に進み、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

富沢 軒康副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30票、うち有効投票 29票、無効投票 1票、
有効投票のうち、

松浦 恒義 君 15票

南 正弘 君 14票

この選挙の法定得票数は、8票であります。

したがって、松浦 恒義 君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

富沢 軒康副議長 ただ今、議長に当選されました松浦 恒義 君が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議 長 当 選 の あ い さ つ

富沢 軒康副議長 議長に当選されました松浦 恒義 君が、発言を求めていますので、これを許可いたします。松浦 恒義 君。

松浦 恒義議長 一言ごあいさつを申し上げます。この度、不肖私が議員皆様方のご推挙によりまして、志賀町議会の議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄でありまして衷心より感謝、感激をいたしておる次第であります。

私は自らの浅学、非才を省みまして、責任の重さを一層痛感いたしておりますが、ここに皆様のご支援を受けましたうえは、合併新志賀町の発展と町民福祉の推進に誠心誠意努力を致す所存であります。

何卒、先輩、同僚の皆様方には、執行部の皆様方におかれましても、旧に倍するご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

富沢 軒康副議長 新議長と交代をいたします。松浦 恒義 君。

(議長席交代)

松浦 恒義議長 議事運営協議のため、暫時休憩いたします。

(休 憩) (午後 6 時 10 分)

(再 開) (午後 6 時 30 分、出席議員 30 名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、教育民生常任委員会が開催され、正副委員長の交代が行われ、その結果が議長の手元に参っていますので、ご報告いたします。

教育民生常任委員長に竹内 利長 君、同副委員長に南 政夫 君、以上のとおり選任された旨報告がありました。

日程第４．各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の

閉会中の継続審査の件

松浦 恒義議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

松浦 恒義議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

平成１８年第２回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後 ６時３１分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

議 長 報 告

1．議長報告第14号

閉会中継続審査について

議会運営委員会委員長

総務常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

2．議長報告第15号

委員会審査報告

総務常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

3．議長報告第16号

所管事務調査通知及び委員派遣承認要求について